

三極特許庁・ユーザーズ会合(東京)2006

2006年11月16日



世界的な出願増トレンドにおける 日本国特許庁の 国内的・国際的な取組

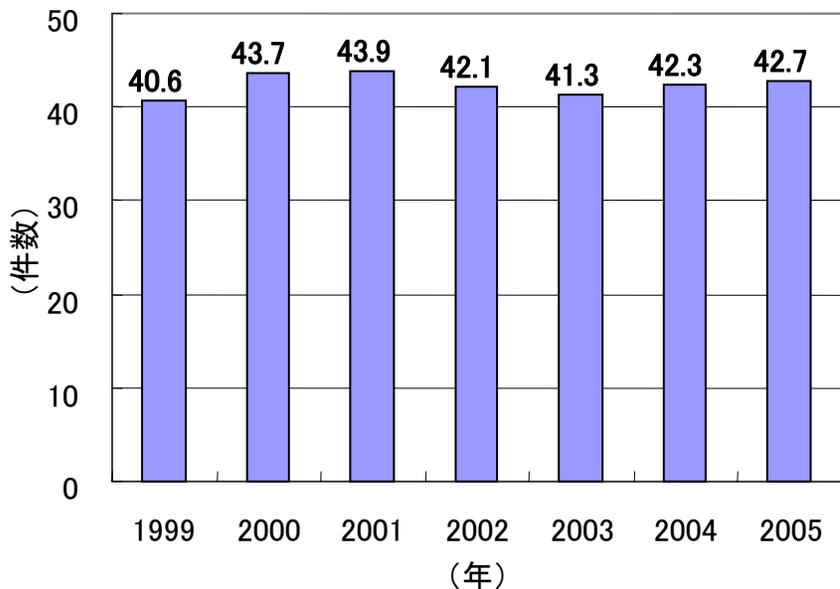
日本国特許庁長官
中嶋誠

1. 国内的な取組

～特許審査迅速化・効率化に向けて～

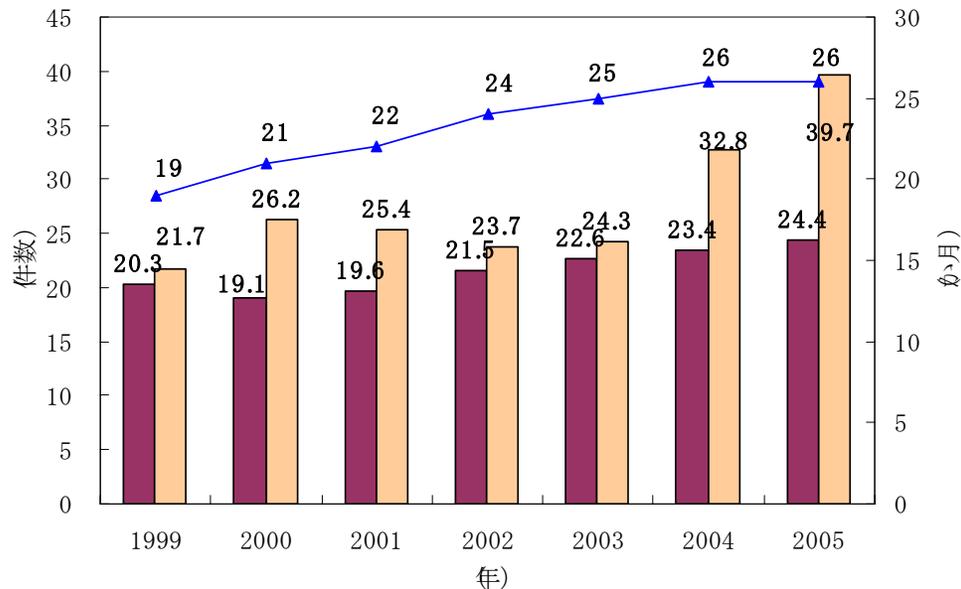
(1) 出願件数、審査順番待ち期間等の動向

出願件数



■ 出願件数(万件)

審査請求件数、一次審査件数、審査順番待ち期間の推移



■ 一次審査件数(万件) ■ 審査請求件数(万件) ▲ 審査順番待ち期間

(2) 任期付審査官を含む審査官増員

公務員全体数を削減する政府方針下において、10年の任期付審査官を5年で500人増員へ

特許審査官の増員状況 (うち、任期付審査官)

2005年度	2006年度	2007年度(要求中)
1,358 (196)	1,468 (294)	1,617 (394)

(3) 先行技術調査の外注拡充

サーチ外注件数の推移

2005年度	2006年度	2007年度(要求中)
187,000	192,000	226,000

登録調査機関は現在4つ。調査業務実施者数は、約1400人。調査業務実施者になるには所定の研修が必要。調査業務実施者には公務員同等の守秘義務が課されている。

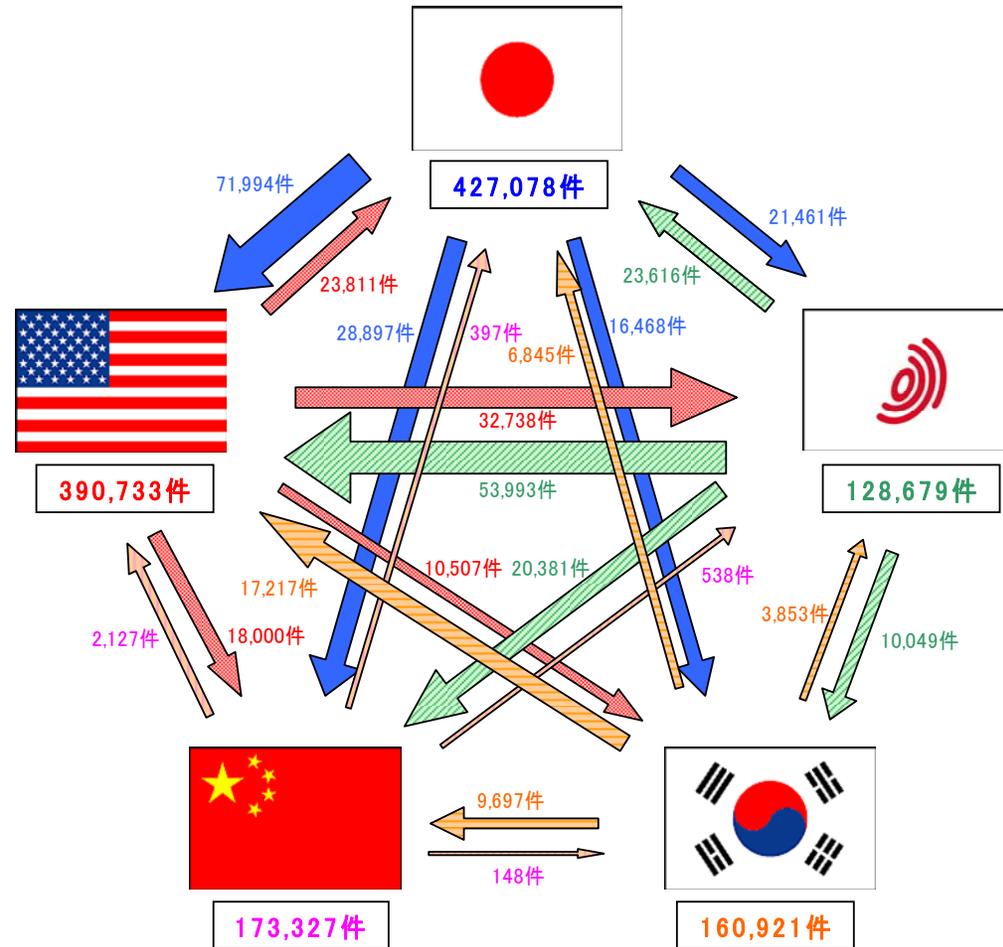
(4) 企業の知的財産戦略の深化

- a. **出願内容の事前チェックの徹底(特許率2割向上)**
 - 特許電子図書館(IPDL)の機能強化
 - 審査官のノウハウを公開・伝授するものとして「特許検索ガイドブック」等の公表や実務者向けの検索エキスパート研修の実施
 - 審査請求料全額返還制度の時限導入
- b. **世界的視野での出願戦略(グローバル出願3割)**
 - 日本人による外国への総出願件数は、米国同様、世界トップクラスの件数。
 - 欧米と比較すると、日本国内への出願件数が突出して多い出願構造。
- c. **知財の一元的な社内責任体制の整備**
 - 知財活動の意思決定への経営者の関与と知財戦略の実行責任者CPO (Chief Patent Officer), CIPO (Chief Intellectual Property Officer) の設置と権限の一元化等、組織強化

2. 国際的な取組

～グローバル出願の支援策～

(1) 五極(日米欧中韩)による特許出願状況



		出願国・地域				
		日本	米国	欧州	中国	韓国
出願人国籍	日本	367,960件	71,994件	21,461件	28,897件	16,468件
	米国	23,811件	207,867件	32,738件	18,000件	10,507件
	欧州	23,616件	53,993件	63,650件	20,381件	10,049件
	中国	397件	2,127件	538件	93,485件	148件
	韓国	6,845件	17,217件	3,853件	9,697件	122,188件

(備考)

・2005年データに基づく。

・欧州からの件数は2005年末時点のEPC加盟国31か国が対象。また、欧州に対する件数は欧州特許庁分のみを計上しており、EPC加盟国の各特許庁分は含まれていない。

(出典) 各庁年報・ホームページ

- ・世界の特許出願件数約160万件のうち、五極特許庁は約75%を占める。(2004年)
- ・五極特許庁の特許出願件数約130万件のうち、相互に出願されるのは約40万件(約3割)。

(2) 特許明細書様式の統一

<目的> 共通様式の確立

<効果> 出願する際の効率の向上、
特許庁での出願処理コスト低減

<背景> ユーザーの要望→2005年11月:WG設立

<統一の基本原則>

1. PCT準拠。
2. 各庁が、電子出願様式(XML)を受け付ける(長期的目標)。
3. 統一様式の出願は、どの庁でも受け付けられる(出願時の要件)。

出願人による明細書作成

現行明細書

PCT様式

JPO様式

EPO様式

USPTO様式

統一

統一様式

<明細書の項目>

[発明の名称]
[技術分野]
[背景技術]
[発明の開示]
...

翻訳

<Section Titles>

[Title of the Invention]
[Technical Field]
[Background Art]
[Disclosure of Invention]
...

各庁での出願受付

短期的目標



紙中心からXML中心へ

長期的目標



<ロードマップ>

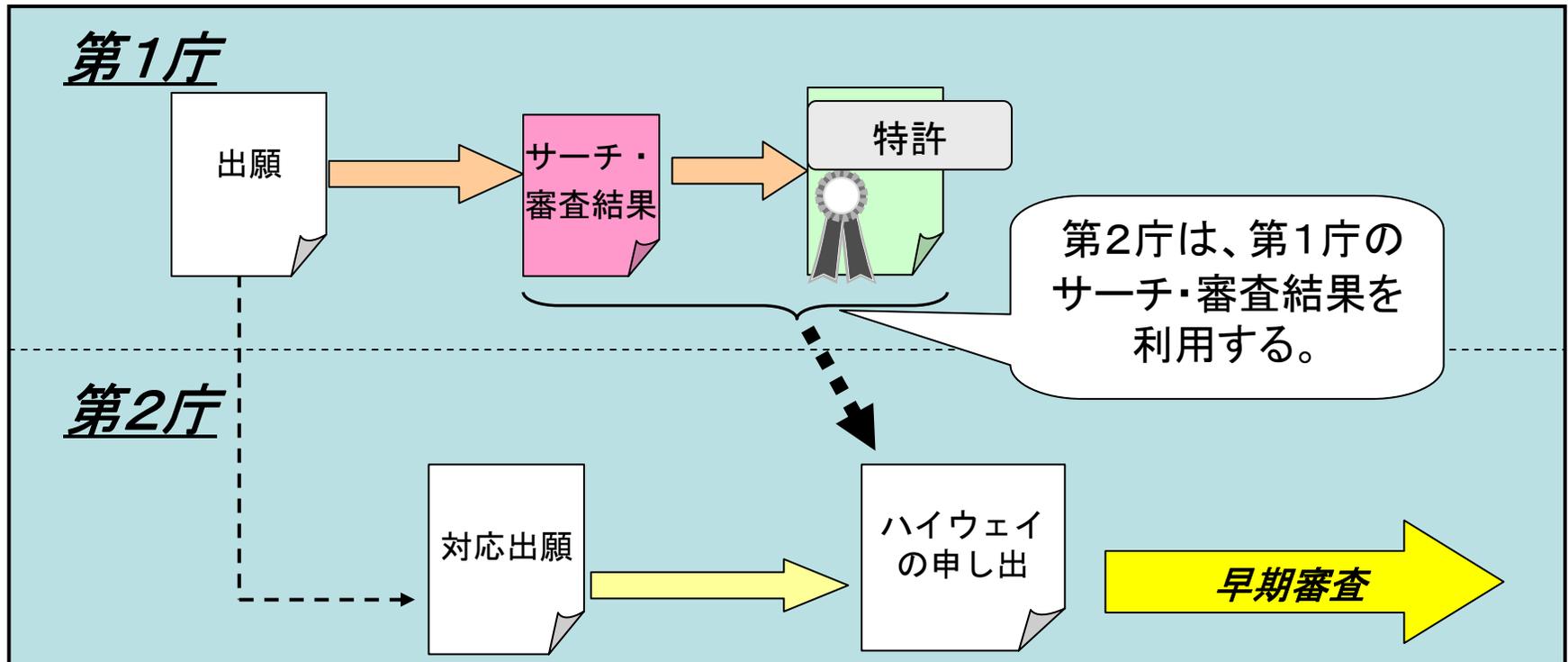
2006年11月:三極会合での合意→2007年:パイロットプロジェクト→2008年以降:PCT規則、国内規則改正

(3) 特許審査ハイウェイ

第1庁(自国)において特許になった出願は、第2庁(他国)において早期審査を受けることができる。

ユーザの利益

- 海外での早期権利化(申し出から最長9月以内に一次審査。)
- 質の高い審査



日米特許庁における特許審査ハイウェイ試行プログラム

日本国特許庁と米国特許商標庁は、1年間の予定で特許審査ハイウェイの試行プログラムを2006年7月3日より開始。

現在各庁において参加の申し出を受付中。

特許審査ハイウェイ ～今後の予定～

三極

- ・日米間では1年間の試行後、検証結果をふまえて本格実施への移行を目指す。
- ・欧州特許庁も、試行プログラムに参加することを検討中。

他国

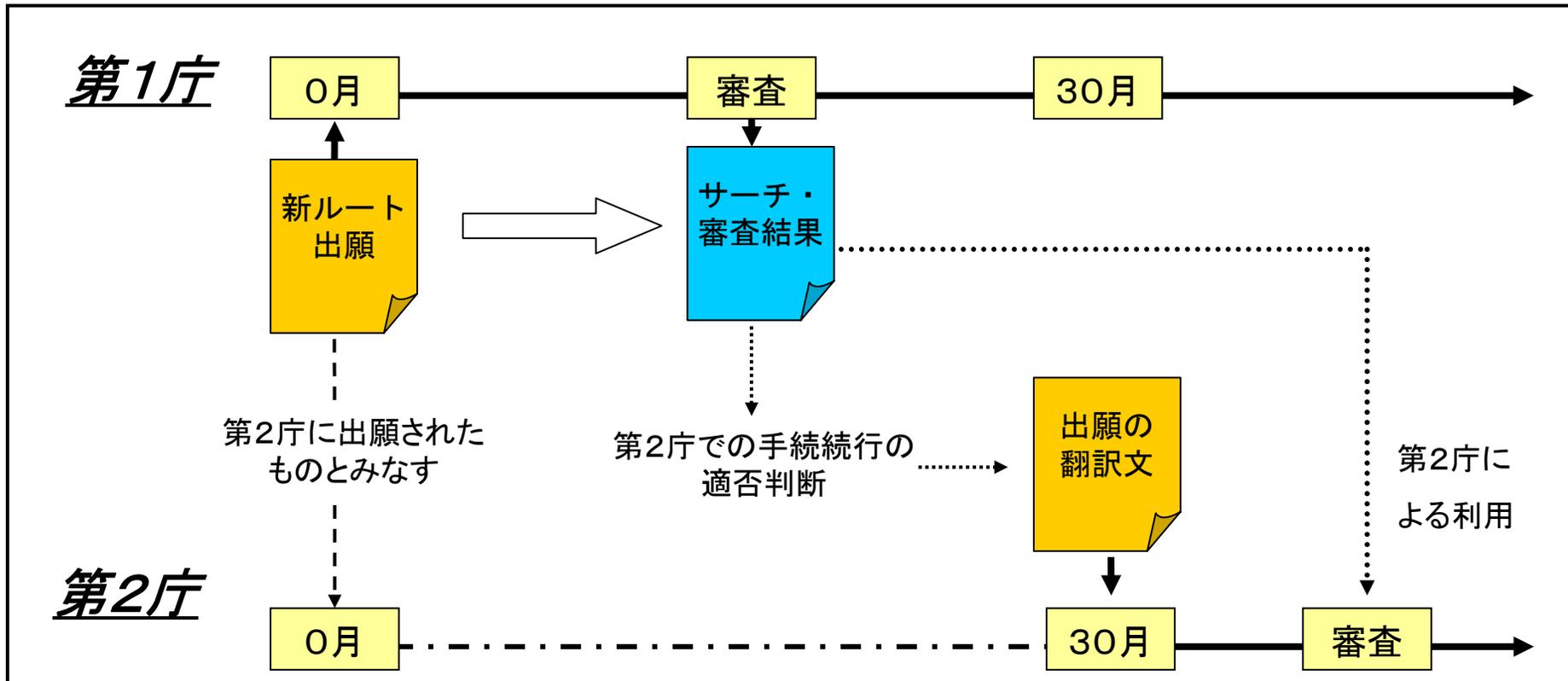
- ・日韓間でも特許審査ハイウェイの実現に合意済。(2007年春に開始予定。)
- ・他の先進国の特許庁とも、日米間の試行結果をふまえて実施を検討中。

(4)「外国特許庁のサーチ・審査結果の利用ガイドライン」の策定

今年度中に「外国特許庁のサーチ・審査結果の利用ガイドライン(仮称)」を策定し、我が国における外国特許庁のサーチ・審査結果の利用促進を図る予定。

(5) 新ルート提案

- 第1庁(自国)への1つの出願で複数国に同時に出願したものとみなされる。 → 出願コストの削減。
- まず第1庁が審査し、そのサーチ・審査結果を第2庁が利用するタイムフレームを法定。
 - サーチ・審査の重複排除/出願人の手続コスト削減。
- 第2庁への翻訳文提出を、出願人が第1庁の審査結果を検討するまで猶予。
 - 無駄な翻訳コストを削減。



(6) エンハンスト・ワークシェアリングWG設置の提案

- ・ 相互利用の次なるステージに向けて、JPOからエンハンスト・ワークシェアリングWG設置の提案。
- ・ ワークシェアリングの発展へ向けての課題・解決手段を検討するWGを設置する方向で議論中。

(7) 審査実務に関する比較研究

- ・ 記載要件、進歩性/非自明性要件について、仮想事例を用いて三極特許庁の審査実務を比較研究し、出願人・代理人に周知することにより、審査実務に沿った質の高い出願書類作成を支援する。
- ・ 今年の5月の三極会合でJPOが提案。来年3月から比較研究を開始。

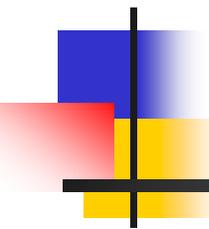
(8) 特許制度調和

世界知的所有権機関(WIPO)

- 特許制度調和を目的とする実体特許法条約(SPLT)を議論。
- しかし、先進国－途上国間の対立により、議論が停滞。

特許制度調和に関する先進国会合(B+会合)

- 先進国を中心に41か国、2機関で構成。
- サーチ・審査結果の相互利用に関する重要項目である、「先行技術の定義」、「グレースピリオド」、「新規性」、「進歩性」について議論。
- 9月24日のジュネーブ会合において、(1)包括妥協案(compromise package)に基づいて条文案を作成すること、(2)早ければ11月の東京会合で合意を目指すことで合意。
- 11月20日(月)～21日(火)に東京会合開催。



御清聴ありがとうございました。
